

新居浜工業高等専門学校の有する個人情報の管理等に関する規程

平成24年12月 3 日規程第 7 号

最終改正 平成29年 3 月28日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における保有する個人情報の管理等については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において、「保有個人情報」とは、管理規則第2条第2項に規定する保有個人情報をいう。

3 この規程において、「学科等」とは、学科・科、専攻科、図書館、情報教育センター、高度技術教育研究センター、エンジニアリングデザイン教育センター、保健管理センター、総務課及び学生課をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 本校における保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、校長をもって充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者及び保護担当者)

第5条 保護管理者及び保護担当者は、次のとおりとする。

学科等	保護管理者	保護担当者
学科・科	学科・科主任	学科・科副主任
専攻科	専攻科長	専攻主任
図書館	図書館長	学生・図書係長
情報教育センター	情報教育センター長	副センター長
高度技術教育研究センター	高度技術教育研究センター長	副センター長
エンジニアリングデザイン教育センター	エンジニアリングデザイン教育センター長	技術長
保健管理センター	保健管理センター長	副センター長
総務課	総務課長	各係長
学生課	学生課長	各係長

- 2 保護管理者は, 学科等における保有個人情報を適切に管理し, 次に掲げる業務を行う。
 - (1) 個人情報ファイル簿の作成に関すること。
 - (2) 保有個人情報の取扱状況の記録に関すること。
 - (3) 情報システムにおける安全の確保等に関すること。
 - (4) 保有個人情報の提供に関すること。
 - (5) 保有個人情報の点検に関すること。
- 3 保護担当者は, 保護管理者の業務を補佐する。
(個人情報相談窓口)

第6条 本校に, 取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口を総務課に設置する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか, 本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成24年12月3日から施行する。

附 則

この規程は, 平成25年11月8日から施行し, 平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月28日 一部改正)

この規程は, 平成29年4月1日から施行する。